

インドネシア

意匠法

2000年12月20日法律第31号制定

2001年6月14日施行

目次

第I章 総則

第1条

第II章 意匠の範囲

第1部 保護が受けられる意匠

第2条

第3条

第2部 登録性のない意匠

第4条

第3部 意匠の保護期間

第5条

第4部 意匠の対象

第6条

第7条

第8条

第5部 権利の範囲

第9条

第3章 III 意匠登録出願

第1部 総則

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第2部 優先権を伴う出願

第16条

第 17 条

第 3 部 出願の受理日

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 4 部 出願の取下

第 21 条

第 5 部 出願の禁止及び守秘義務

第 22 条

第 23 条

第 IV 章 意匠の審査

第 1 部 方式審査

第 24 条

第 2 部 公開, 実体審査, 登録及び拒絶

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 V 章 権利の移転及びライセンス

第 1 部 権利の移転

第 31 条

第 32 条

第 2 部 ライセンス

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第VI章 意匠登録の取消

第1部 権利者の請求に基づく登録の取消

第37条

第2部 訴訟に基づく登録の取消

第38条

第3部 訴訟手続

第39条

第40条

第41条

第42条

第4部 登録取消の効果

第43条

第44条

第VII章 手数料

第45条

第VIII章 紛争の解決

第46条

第47条

第48条

第IX章 裁判所による仮処分の決定

第49条

第50条

第51条

第52条

第X章 捜査

第53条

第XI章 罰則

第54条

第XII章 経過規定

第55条

第 XIII 章 終則

第 56 条

第 57 条

第I章 総則

第1条

本法において、

(1) 工業意匠(以下「意匠」という。)とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であつて、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである。

(2) 創作者とは、単独又は共同で意匠を創作する者である。

(3) 出願とは、総局に対する意匠登録の出願である。

(4) 出願人とは、出願をする者である。

(5) 意匠権とは、創作に対してインドネシア共和国により与えられる排他的権利であつて、一定期間当該創作を排他的に自ら実施するか、その実施の許諾を他の者に与える権利である。

(6) 大臣とは、その義務と責任の範囲が、意匠を含む知的所有権分野の行政を含む省を管轄する大臣である。

(7) 総局とは、大臣が所管する省の下部組織である知的所有権総局である。

(8) 代理人とは、本法に定める知的所有権コンサルタントである。

(9) 出願日とは、方式要件を満足した出願が受理された日である。

(10) 知的所有権コンサルタントとは、知的所有権の分野における専門知識を有し、特許、標章、意匠及びその他の知的所有権分野の出願手続を専門に行い、総局に知的所有権コンサルタントとして登録された者である。

(11) ライセンスとは、保護が認められた意匠権の経済的利益を特定の条件下で一定期間享受する権利を与える(移転ではない)契約によって、意匠権者から他の者に対して認められる許可である。

(12) 優先権とは、パリ条約加盟国において最初に出願をした出願人が、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国でもあるその国における出願日が、パリ条約に定める期間内、最初の出願国における出願日と同じ日であると認められる権利である。

(13) 日とは就業日である。

第II章 意匠の範囲

第1部 保護が受けられる意匠

第2条

- (1) 意匠権は、新規な意匠に対して与えられる。
- (2) 意匠は、出願日において事前に公表された意匠と同一でない場合は、新規であるものとみなされる。
- (3) (2)の規定における事前の公表とは、次の日以前、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。
 - (a) 出願日、又は
 - (b) 出願が優先権を伴う場合は、優先日

第3条

意匠は、その出願日前6月以内に次の項目に該当する場合は、公開されたものとはみなされない。

- (a) インドネシア国内又は国外における公の又は公とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合、又は
- (b) 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合

第2部 登録性のない意匠

第4条

意匠が現行の法規、公共の秩序、宗教又は道徳に違反する場合は、意匠権は与えられない。

第3部 意匠の保護期間

第5条

- (1) 意匠の保護は、出願日から10年間与えられる。
- (2) (1)の規定における保護の開始日は、意匠一般登録簿に記録され、意匠公報により公開される。

第4部 意匠の対象

第6条

- (1) 意匠権を受け権利を有する者は、創作者又は創作者から権利を譲渡された者である。
- (2) 創作者が複数者からなる場合は、別途契約がある場合を除き、意匠権はそれらの者に共同で与えられる。

第7条

- (1) 意匠が他の者との関連で職務としてその労働環境において創作された場合は、その意匠

を創作させた者が意匠権者である。ただし、意匠の使用が職務以外に展開される場合は、創作者の権利を損わない範囲で、両者の間に別途合意がある場合はこの限りでない。

(2) (1)の規定は、職務の中でなされた注文に基づいて他の者が創作した意匠に対しても適用する。

(3) 意匠が雇用関係又は注文に基づいて創作された場合は、両者の間に別途合意のない限り、その意匠を創作した者が、創作者であり意匠権者であるものとみなされる。

第8条

第7条(1)及び(2)の規定は、創作者の名称を意匠登録証、意匠一般登録簿及び意匠公報に掲載する権利を損わない。

第5部 権利の範囲

第9条

(1) 意匠権者は、自ら所有する意匠を実施する排他的権利を有し、他の者が承認を得ずに意匠権が付与された意匠の製品を製造、使用、販売、輸入、輸出及び／又は頒布することを禁止する権利を有する。

(2) 当該意匠の使用が研究及び教育を目的とし、意匠権者の利益を損わない場合は、(1)の規定の適用から除外される。

第 III 章 意匠登録出願

第 1 部 総則

第 10 条

意匠権は出願に基づいて与えられる。

第 11 条

(1) 出願は、インドネシア語での記載により総局に対して本法に規定する手数料の支払と共に提出される。

(2) (1)に規定する出願は出願人又は代理人によって署名される。

(3) 出願書類は次の項目を含む。

(a) 出願の年月日

(b) 創作者の名称、住所及び国籍

(c) 出願人の名称、住所及び国籍

(d) 代理人を通して出願される場合は、代理人の名称及び住所

(e) 出願優先権を伴う場合は、その出願の国名及び優先日

(4) (3)に規定する出願書類には次の事項を伴う。

(a) 登録出願に係る意匠の見本、図面又は写真及び説明

(b) 代理人を通して出願する場合は、委任状

(c) 登録出願に係る意匠が出願人の所有であるか、創作者の所有であるかの陳述書

(5) 出願が複数の出願人によって共同で出願される場合は、当該出願は他の出願人の同意書を添付した上で、1名の出願人によって署名される。

(6) 出願が創作者以外の者によって提出される場合は、出願は、出願人が当該意匠に対する権利を有することを十分に証明する書類と共に提出されなければならない。

(7) 出願手続に対する更なる規定は政令による。

第 12 条

反証されない限り、最初に意匠登録出願をする者が、意匠権を有する者であるとみなす。

第 13 条

1 の出願で提出できるのは、次の意匠である。

(a) 1 の意匠

(b) 複数の意匠であって、意匠の単一性を有するか同一の分類に属するもの

第 14 条

(1) 出願人がインドネシア国外に居住する場合は、その出願は代理人を通じて提出されなければならない。

(2) (1)の規定における出願人は、インドネシアにおける法律上の居所を選択して陳述しなければならない。

第 15 条

知的所有権コンサルタントとして任命されるための条件は政令に規定され、任命手続は大統領令に規定される。

第 2 部 優先権を伴う出願

第 16 条

(1) 優先権を利用する出願は、パリ条約又は世界貿易機関の加盟国である外国において最初の出願が受理された日から 6 月以内に出願されなければならない。

(2) (1)に規定する優先権を伴う出願に当たっては、意匠登録を取り扱う官庁が証明する優先権書類と、そのインドネシア語翻訳文を、優先権を伴う出願の期限の最終日から 3 月以内に提出することが義務づけられる。

(3) (1)及び(2)に規定の要件が満たされないときは、当該出願は、優先権の利用を伴わないで出願したものとみなされる。

第 17 条

第 16 条(2)に規定する謄本以外に、総局は、当該優先権を利用する出願には次の事項を具備するよう要求することができる。

(a) 外国における最初に出願された登録に関連し、すでに付与された意匠権の認証謄本

(b) 当該意匠が新規であるか否かの判断を促進するために必要なその他の有効な書類

第 3 部 出願の受理日

第 18 条

出願日は、出願人が次の要件を満たし、出願書類が受理された日である。

(a) 出願様式への必要事項の記入

(b) 登録出願される意匠の見本、図面又は写真及び説明、及び

(c) 第 11 条(1)に規定する手数料の支払

第 19 条

(1) 第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条に規定する出願の要件を満たさない場合は、総局は出願人又は代理人に対して、当該不備をその通知の発送日から 3 月以内に満たすよう通知する。

(2) (1)に規定する期間は、出願人の請求に基づいて最長 1 月延長できる。

第 20 条

(1) 第 19 条(1)の規定における不備が期間内に満たされなかったときは、総局は出願人又は代理人に対して、出願は取り下げられたものとみなされることを書面で通知する。

(2) (1)に規定するように出願が取り下げられたものとみなされたときは、総局にすでに支払われた手数料は払い戻されない。

第4部 出願の取下

第21条

当該出願に対する決定がされていない間、出願人又は代理人から総局に対して書面により出願の取下を申請することができる。

第5部 出願の禁止及び守秘義務

第22条

総局の職員又はその任務により総局において又は総局の名において勤務した者は、在職中及び総局を定年又はそれ以外の理由で退職後12月の間、その所有権が相続による場合を除き、出願をすること、意匠に関する権利を取得又は保有することが禁じられる。

第23条

出願日以降、総局の職員又はその任務により総局において勤務する者は、当該出願が公開される日まで出願の秘密を保持する義務がある。

第IV章 意匠の審査

第1部 方式審査

第24条

- (1) 総局は現行法規に従って出願に対する審査を行う。
- (2) 総局は出願人に対して、当該意匠が第4条の規定に該当するときは出願の拒絶について、又は、当該出願が第20条の規定を満たさないために取り下げられたものとみなされる旨を通知する。
- (3) 出願人又は代理人は、(2)の規定における拒絶又は取り下げられたものとみなされることに対して、通知を受けた日から30日以内に不服を申し立てることができる。
- (4) (3)に規定する不服を出願人が申し立てない場合は、(2)における総局による拒絶又はみなし取下の決定は確定する。
- (5) 総局による拒絶又はみなし取下の決定に対して、出願人又は代理人は本法に規定する手続により商務裁判所に訴訟を提起することができる。

第2部 公開、実体審査、登録及び拒絶

第25条

- (1) 第4条及び第11条に規定する要件を満たす出願は、総局により、簡単かつ明瞭に公衆が閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から3月以内に公開される。
- (2) (1)に規定する公開は次の事項を含む。
 - (a) 出願人の名称及び住所
 - (b) 代理人を通して出願される場合は、代理人の名称及び住所
 - (c) 出願日及び出願番号
 - (d) 出願が優先権を伴う場合は、その出願の国名及び優先日
 - (e) 意匠の名称
 - (f) 意匠の図面又は写真
- (3) 出願が拒絶されたか取り下げられたものとみなされたにも拘らず、その後裁判所の判決により登録される場合は、(1)及び(2)に規定する公開は、総局が当該判決の謄本を受領した後で行われる。
- (4) 出願時に出願人は書面により公開の延期を請求することができる。
- (5) (4)に規定する公開の延期は、出願日又は優先日から12月を超えることができない。

第26条

- (1) 第25条(1)に規定する公開開始日以降、何人も実体的な事由の異議を総局に対して書面でもかつ本法に規定する手数料の支払を伴い申し立てることができる。
- (2) (1)の規定における異議は、公開開始日から3月以内に申し立てることができる。
- (3) (2)に規定する異議は、総局から出願人に通知される。
- (4) (2)に規定する異議に対して、出願人は総局からの通知送付の日から3月以内に答弁することができる。

- (5) (1)に規定する異議の申立があったときは、審査官による実体審査が行われる。
- (6) 総局は異議及び答弁を当該出願の登録又は拒絶の審査における参考資料として提供する。
- (7) 総局は(1)に規定する異議を認めるか否かの決定を(2)に規定する公開の終了日から 6 月以内に下す。
- (8) (7)に規定する総局の決定は、出願人又は代理人に対して当該決定の日から 30 日以内に書面で通知される。

第 27 条

- (1) 第 26 条(5)に規定する審査官は、総局の職員であって、大臣令により任免される専門職の公務員として位置づけられる。
- (2) 審査官に対して、現行法規に従って地位と手当が与えられる。

第 28 条

- (1) 出願が拒絶された出願人は、第 26 条(8)の規定における通知の日から 3 月以内に、商務裁判所に対して訴訟を本法に定める手続により提起することができる。
- (2) 第 2 条又は第 4 条に基づいて拒絶された出願に対して、出願人は総局に対して書面で理由を述べて不服を申し立てることができる。
- (3) 総局が出願が第 4 条の規定に従っていないと判断した場合は、出願人は、総局の拒絶の決定に対する訴訟を本法に定める手続により商務裁判所に提起することができる。

第 29 条

- (1) 第 26 条(2)に規定する公開の終了日までに異議申立がなかった場合は、総局は意匠登録証を公開終了日から 30 日以内に発行する。
- (2) 意匠登録証は出願日から有効とする。

第 30 条

- (1) 意匠登録証の謄本を必要とする者は、本法に規定する手数料を支払うことにより総局に対して請求することができる。
- (2) 意匠登録証の謄本請求の要件と手続は、更に大統領令によって規定される。

第V章 権利の移転及びライセンス

第1部 権利の移転

第31条

- (1) 意匠権は次の方法によって移転することができる。
- (a) 相続
 - (b) 贈与
 - (c) 遺言
 - (d) 書面による契約, 又は
 - (e) 法律によって認められたその他の理由
- (2) (1)に規定する意匠権の移転は, 権利の移転に関する書類の提出を伴う。
- (3) (1)に規定する意匠権の移転のすべての形態は, 本法に規定する手数料の支払をして総局の意匠一般登録簿に記録されなければならない。
- (4) 意匠一般登録簿に記録されなかった意匠権の移転は, 第三者に対抗できない。
- (5) (3)の規定における意匠権の移転は, 意匠公報により公開される。

第32条

意匠権の移転は, 創作者の名称その他の同一性を意匠登録証, 意匠公報及び意匠一般登録簿に記載させる権利を消滅させるものではない。

第2部 ライセンス

第33条

別途契約のある場合を除き, 意匠権者は, 第9条に規定するすべての行為を行うためのライセンス許諾契約に基づいて, 他の者に対してライセンスを許諾する権利を有する。

第34条

第33条に定める規定を損なうことなく, 別途契約のある場合を除き, 意匠権者は常に第9条に規定する行為を自ら実施し, かつ, それを実施するために他の者にライセンスを許諾することができる。

第35条

- (1) ライセンス許諾契約は本法に規定する手数料の支払を伴い, 総局において意匠一般登録簿に記録される。
- (2) 意匠一般登録簿に記録されないライセンス許諾契約は, 第三者に対抗できない。
- (3) (1)の規定におけるライセンス許諾契約は意匠公報により公開される。

第36条

(1) ライセンス許諾契約は, 直接又は間接的にインドネシア経済に被害を及ぼす規定を含んではならず, 現行法規に定められた不公正な競争を引き起こすものであってはならない。

- (2) 総局は(1)に述べる規定を含むライセンス許諾契約の登録申請を拒絶しなければならない。
- (3) ライセンス許諾契約の要件及び登録手続は、更に大統領令により規定される。

第VI章 意匠登録の取消

第1部 権利者の請求に基づく登録の取消

第37条

- (1) 登録された意匠は、意匠権者の書面による請求に基づいて、総局により取り消すことができる。
- (2) (1)に規定する意匠権の取消は、意匠一般登録簿に記録された実施権者が、当該登録取消の請求に添付される書面において承認を与えない場合は、認められない。
- (3) 意匠権の取消の決定は総局により次の者に書面で通知される。
 - (a) 意匠権者
 - (b) 意匠一般登録簿の記録に従ってライセンスを得た実施権者
 - (c) 取消の請求をした者。この場合は、取消の決定の日以降意匠権がもはや有効でないことを記載する。
- (4) (1)に規定される意匠の取消の決定は、意匠一般登録簿に記録され、意匠公報により公開される。

第2部 訴訟に基づく登録の取消

第38条

- (1) 意匠登録の取消訴訟は、利害関係のある者によって第2条(2)又は第4条に規定する理由を伴い商務裁判所に提起することができる。
- (2) (1)の規定における意匠登録の取消に関する商務裁判所の判決は、判決の日から14日以内に総局に送付される。

第3部 訴訟手続

第39条

- (1) 意匠登録の取消訴訟は、被告の住所又は居所において管轄権を有する商務裁判所長に対して提起される。
- (2) 被告がインドネシア国外に居住する場合は、当該訴訟は中央ジャカルタ商務裁判所長に対して提起される。
- (3) 裁判所書記官は、取消訴訟が提起された日に当該訴訟を登録し、訴訟を提起した者に対して、訴訟の登録日と同じ日付で当該書記官の署名のある受領書を送付する。
- (4) 裁判所書記官は訴訟の登録日から2日以内に、商務裁判所長に対して取消訴訟を送付する。
- (5) 取消訴訟の登録日から3日以内に、裁判所は訴訟を審査し、口頭審理の日を決定する。
- (6) 訴訟の口頭審理は訴訟の登録日から60日以内に行われる。
- (7) 両当事者の呼び出しは、訴訟の登録日から7日以内に廷吏により行われなければならない。
- (8) 取消訴訟に対する判決は、訴訟の登録日から90日以内に下されなければならないが、最高裁判所長官の承認において30日延長できる。

(9) 完全に法律的な考察よりなる(8)の規定における取消訴訟に対する判決は、一般に公開された法廷において言い渡されなければならない、当該判決に対する法的救済が求められるにも拘らず、その事前に効力を有する。

(10) (9)に規定する判決の謄本は、当事者に対して判決言渡しの日から 14 日以内に廷吏により書面で送達されなければならない。

第 40 条

第 38 条(2)に規定する商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所にのみ破棄の申立を提起することができる。

第 41 条

(1) 第 40 条に規定する破棄の申立は、破棄の申立の対象である判決言渡しの日から 14 日以内に、当該判決を下した商務裁判所の書記官に登録することにより請求される。

(2) 商務裁判所書記官は、破棄の申立をその請求日に登録し、破棄の申立を請求した者に対して破棄の申立の登録日と同じ日付で当該書記官の署名のある受領書を送付する。

(3) 破棄の申立を請求する者は、(1)の規定における破棄の申立の登録日から 14 日以内に商務裁判所書記官に対して破棄の申立の摘要を提出しなければならない。

(4) 商務裁判所書記官は破棄の申立の請求書及び(3)に規定する破棄の申立の摘要書を当事者に対して破棄の申立の登録日から 2 日以内に送付しなければならない。

(5) 破棄の申立を請求された者は、(4)の規定における破棄の申立の摘要書を受領した日から 7 日以内に商務裁判所書記官に対して答弁摘要書を提出することができ、当該書記官はそれを受領した日から 2 日以内に破棄の申立をした者に対して答弁摘要書を送付しなければならない。

(6) 商務裁判所書記官は、破棄の申立請求書、破棄の申立の摘要書及び答弁摘要書を、当該事件の関係書類と共に最高裁判所に対して(5)に規定する期間の経過後 7 日以内に送付しなければならない。

(7) 最高裁判所は破棄の申立を審査し、最高裁判所が破棄の申立請求を受領した日から 2 日以内に口頭審理の日を決定しなければならない。

(8) 破棄の申立の請求に対する口頭審理は、最高裁判所が破棄の申立の請求を受領した日から 60 日以内に行われる。

(9) 破棄の申立に対する判決は、最高裁判所が破棄の申立の請求を受領した日から 90 日以内に言渡される。

(10) 完全に法律的な考察よりなる(9)の規定における破棄の申立に対する判決は、一般に公開された法廷において言い渡されなければならない。

(11) 最高裁判所書記官は、商務裁判所書記官に対して、破棄の申立に対する判決言渡しの日から 3 日以内に、当該判決の謄本を送付しなければならない。

(12) 商務裁判所の廷吏は、(11)の規定における判決の謄本を、破棄の申立を請求した者及び破棄の申立を請求された者に対して、破棄の申立に対する判決受領の日から 2 日以内に送付しなければならない。

第 42 条

総局は、すでに法的効果を得た取消訴訟に対する判決を、意匠一般登録簿に記録し、意匠公報により公開する。

第 4 部 登録取消の効果

第 43 条

意匠登録の取消は、意匠権に関するすべての法的効果及び当該意匠から発生するすべての権利を消滅させる。

第 44 条

- (1) 第 38 条に規定する訴訟に基づいて意匠登録が取り消されたときは、その実施権者は、ライセンス許諾契約で決められた期間が満了するまで引き続きその実施をする権利を有する。
- (2) (1)に規定する実施権者は、権利が取り消された意匠権者に対して本来支払う義務のある実施料を引き続いて支払う義務を負わないが、真の意匠権者に対してライセンス許諾の残存期間に対する実施料の支払をする義務を負う。

第 VII 章 手数料

第 45 条

(1) 登録出願，異議申立，意匠一般登録簿の抄録請求，意匠優先権書類の請求，意匠登録証謄本の請求，権利移転の記録，ライセンス許諾契約の記録，及び本法に規定するその他の請求のそれぞれに対して，政令で規定する手数料が課せられる。

(2) (1)に規定する手数料支払の要件，期間，手続に関する更なる規定は，大統領令による。

(3) 総局は財務大臣の承認のもと，現行法規に基づいて，(1)及び(2)に規定する手数料を自ら管理することができる。

第 VIII 章 紛争の解決

第 46 条

(1) 意匠権者又は実施権者は、故意にかつ権限なくして第 9 条に規定する行為を行った者に対して次の訴訟を提起することができる。

(a) 損害賠償請求，及び／又は

(b) 第 9 条に規定する行為の停止の請求

(2) (1)に規定する訴訟は， 商務裁判所に提起される。

第 47 条

第 46 条に規定する紛争の解決以外に， 当事者は当該紛争を仲裁その他の紛争解決方法によって解決することができる。

第 48 条

第 39 条及び第 41 条に規定する訴訟手続は， 第 24 条， 第 28 条及び第 46 条の規定を準用する。

第 IX 章 裁判所による仮処分の決定

第 49 条

損害を受けた者は、十分な証拠に基づいて、商務裁判所裁判官に対して次の事項に関する仮処分の決定を請求することができる。

- (a) 意匠権の侵害に関する製品を含む差止
- (b) 意匠権の侵害に関する証拠の保全

第 50 条

第 49 条に規定する仮処分の決定がなされた場合は、商務裁判所は、その行為を行った側に直ちに通知し、その説明を聞く機会を与える。

第 51 条

商務裁判所の裁判官が仮処分の決定をした場合は、当該訴訟を審理した商務裁判官は、第 49 条の規定に関する決定を、変更するか、取り消すか、確認するかを判断し、当該仮処分の決定発行の日から 30 日以内にしなければならない。

第 52 条

仮処分の決定を商務裁判所が取り消す場合は、損害を受けたと感じる者は、当該仮処分によって生じたすべての損害に対して、仮処分の請求をした者に損害賠償を請求することができる。

第 X 章 捜査

第 53 条

(1) インドネシア共和国警察捜査官以外に、その義務と責任の範囲が知的所有権行政を含む省内の特定の国家公務員に対して、意匠分野における犯罪行為を捜査するために、1981 年刑事訴訟に関する法律第 8 号に規定する捜査官としての特権を与える。

(2) (1)に規定する捜査官は、次の権利を有する。

- (a) 意匠分野における犯罪行為に関する報告又は関連情報の信憑性を取り調べること
- (b) 意匠分野における犯罪行為を行った嫌疑のある者を取り調べること
- (c) 意匠分野における犯罪行為発生に関連する者から情報及び証拠を求めること
- (d) 意匠分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録、その他の書類を検査すること
- (e) 帳簿、記録、その他の書類の証拠が得られると推定される特定の場所を捜査すること
- (f) 意匠分野における刑事訴訟の証拠になり得る物件及び侵害製品を押収すること
- (g) 意匠分野における犯罪行為の捜査任務を実行する範囲において、専門家の協力を要請すること

(3) (1)に規定する国家公務員捜査官は、インドネシア共和国国家警察捜査官に対して捜査の開始と捜査の結果を報告する。

(4) 捜査が終了した場合は、(1)に規定する国家公務員捜査官は、1981 年刑事訴訟に関する法律第 8 号第 107 条の規定に従い、インドネシア共和国国家警察を通じて捜査の結果を公訴官に報告する。

第 XI 章 罰則

第 54 条

(1) 故意にかつ権限なくして、第 9 条に規定する行為の何れかを行った者は、何人も最長 4 年の懲役及び／又は最高 3 億ルピアの罰金に処せられる。

(2) 故意に、第 8 条、第 23 条又は第 32 条に規定する行為の何れかを行った者は、何人も最長懲役 1 年及び／又は最高 4500 万ルピアの罰金に処せられる。

(3) (1)及び(2)に規定する犯罪行為は重罪である。

第 XII 章 経過規定

第 55 条

- (1) 本法施行前 6 月以内に意匠を公開した創作者は、本法に基づいて出願をすることができる。
- (2) (1)に規定する出願は本法施行の日から 6 月以内に出願されなければならない。

第 XIII 章 終則

第 56 条

本法の施行により、1984 年工業に関する法律第 5 号第 17 条(1984 年インドネシア共和国官報第 22 号、インドネシア共和国官報補足第 3274 号)は失効する。

第 57 条

本法は制定の日から施行される。